

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.18 2012年6月19日発行者：JR東海労静岡地方本部 山本繁明

「申6号」に関する幹事間折衝を開催！！

6月15日、地本は静岡車両区における構内運転士に対する、誤支給及び戻入について申し入れていた、「申6号」の回答を受けましたが、会社の回答は、全く誠意のないものでした。

社員の起こした事象には容赦なく責任追及するのに、会社の起こした事象は極力隠そうとする体質は、到底許されるものではありません。

会社の回答と、幹事間のやり取りは以下のとおりです。

1. 今回の誤支給を発生させた原因は何か、明らかにすること。

【回答】静岡運輸区の事務担当が乗務実績を確認せずに、本来なら乗務をしない静岡車両区構内運転「B番の明け日」に、誤って「乗務手当」を支給したためである。

2. どのような経緯で発覚したのか、また遡ったのを昨年4月までとしたのは何故か、明らかにすること。

【回答】3月17日に実施したダイヤ改正で、静岡車両区の構内運転が静岡運輸区から車両区に移管されたため、事務の担当も運輸区から車両区に業務移管となった。そこで、業務を改めて見直した際に誤りに気付いた。4月に入って担当者(車両区の事務)が見直しをした際、作業実態が無い事に気づいたため、記録の残る範囲(昨年4月以降から今年3月まで)で調査した。

3. 臨時で作業している場合などの、実績をもとに整理されているのか明らかにすること。

【回答】会社として、責任を持って調査及び整理を行っている。

4. 会社として如何に責任を感じているのか、明らかにすること。

【回答】会社として、責任を持って対応している。

5. 会社が責任をとって負担すること。

【回答】そのような考えはない。

6. 該当社員の人数と戻し入れ金額の総額を、明らかにすること。

【回答】柴田さん・14,000円、八木さん・14,000円、曾布川さん・8,750円、渡辺(靖)さん・17,500円である。他の該当社員については、明らかにする考えはない。

7. 誤支給の対象になった日にちを該当者に通知すること。

【回答】そのような考えはない。

8. 戻し入れの金額を戻入時の給与明細に記載するなど、本人が戻入した実績を確認出来るようにすること。

【回答】6月の給与で戻入をして頂く3名の社員については、給与明

細に金額を明記する。又、退職された柴田さんは、契約満了報
労金から戻入させて頂き、明細書に戻入金額を記載する。

9. 統括責任者である静岡運輸区長が、当該社員に対して説明及び謝罪をす
ること。

【回答】そのような考えはない。

10. 今回の事象の経緯及び謝罪文を、静岡運輸区に掲出すること。

【回答】そのような考えはない。

11. 再発防止の対策を明確にすること。

【回答】会社として、責任を持って対応していく。

誠意ある回答と謝罪を求める！！

組合：3についてだが、改めて説明を求める。

会社：元々勤務指定された「構内B番明け日」において、乗務した場
合と乗務しなかった場合を、実績に基づいて算出している。

組合：資料を調査して、実績に基づいた戻入金額を算出したとの理解
で良いか？

会社：そのとおりである。

組合：昨年4月以前の資料は無いのか？

会社：残っていない。

組合：給与(諸手当)に関する資料は、数年は保管するべきものではな
いのか？

会社：文書保存規定に基づいて、適切に行っている。今回の作業実績

が判る資料は、昨年4月以降のものだけである。そのため
今回は、実績が判る範囲内で戻入をお願いしている。

組合：4の回答であるが、今回の事象に対して本当に責任を感じているのか？

会社：会社として責任を持って対応している。無責任な対応はしていない。

組合：責任を感じているならば、当該社員に説明及び謝罪を行う事は当然だと思うが、どうか？

会社：責任を持って対応している。

会社が負担するべきだ！！

組合：5だが、事象を明らかにすることは当然として、そのうえで責任を感じているならば会社が負担する考えはないのか？

会社：そのような考えはない。会社の誤りは認めるが、本来支給すべきではない手当は返して頂く。

組合：昨年4月以前の資料が無いのなら、貰い得、払い損をどうしても感じてしまうと思うがどうか？

会社：昨年4月以前の資料が無いので、作業実績が判る4月以降の戻入をお願いしている。誤りを認めただうえで、しっかりと対応することが会社としての責任と考えている。

組合：給与に関する資料等は、わずか1年ぐらいで廃棄してしまうものなのか？保存しないのか？

会社：今回の、乗務手当(E)を支払う基準となる構内入換の業務を行ったか否かの実績が判る資料は、保存年限の定めがない。残っていたのが、昨年4月以降のものであった。それ以外の資料保存については、ここでは話をしない。

組合：昨年4月以前の実績が判る資料は、廃棄したのか？

会社：あくまで保存の義務のないものである。

組合：今回の事象を踏まえて、資料の保管規則を改める考えはあるのか？

会社：11の回答にもあるが、再発防止のために会社として責任を持って対応していく。

組合：具体的には？

会社：具体的な対策を明らかにする考えはない。

当該社員に謝罪しろ！！

組合：会社が誤りを認めているならば、当該社員に対して謝罪するべきと思うがどうか？

会社：会社として、責任を持って必要かつ適切な対応をしている。

組合：車両区においては、車両区の区長から説明があったと聞いている。他の3名については、事務助役からの説明だけで何の謝罪の言葉もなかった。それだけならまだしも、事務助役は「乗務員にも報告する義務がある、就業規則に書いてある」などと、会社の誤りを棚に上げて社員に責任転嫁する始末だ！これが

会社の言う、『必要かつ適切な対応』なのか？

会社：会社として、責任を持って対応している。

組合：会社の責任ある対応とは、その程度のものか！誤りを認めるなら、まずは謝罪するのが当然ではないのか？

会社：会社として、責任を持って対応している。

組合：本来ならば、統括責任者である静岡運輸区長が該当社員に対して、個別に説明及び謝罪するのが会社の責任ある対応だと思うがどうか？

会社：当該管理者である事務助役が対応している。

組合：戻入をして頂く社員に事象を説明するのは、当たり前ではないか！社員の立場に立って、本人が納得するような対応が出来ていないではないか！現場統括責任者が謝罪しないのなら、せめて今回の事象と謝罪文を掲出すべきだ！

会社：そのような考えはない。

戻入の日付を明らかにしろ！！

組合：7だが、何故明らかに出来ないのか？

会社：明らかに出来ないのではない。明らかにする必要がないと考えている。

組合：明らかに出来ない理由を聞いているのだ！各個人の戻入金額を資料に基づいて算出したならば、日付は判るはずではないか！明らかに出来ないのは、何か不都合があるからか？

会社：戻入金額を疑義に思うならば、本人が事務に確認してもらえば良い。

組合：我々は、金額の事は一言も言っていない！金額をE単価で割れば、戻入の日数は分かる。事務で確認すれば、戻入対象となった全ての日付を教えてくれるのか？

会社：そうではない。あくまでも本人が疑義に感じた日付を、確認してもらおう。

組合：4名の組合員は、不承不承ながらも戻入には応じている。本人がより納得出来るように説明するのが、会社の言う[責任を持って適切な対応を行う]ではないのか？

会社：会社として、適切に対応している。

組合：本人に、戻入の金額だけを伝えるだけで適切な対応をしたと言えるのか？「何月何日に、乗務実績がないので貴方の戻入金額がこれだけになりました。申し訳ありませんでした」と説明するのが、適切な対応ではないのか？

会社：現在、当該社員に説明している対応で適切だと考えている。

組合：会社が誤りを認めているならば、戻入の日付を明らかにして謝罪する事に何の問題があるのか！出さない理由が分からない。本当に資料に基づいて戻入金額を算出したのか？疑問だ！何故、頑なに日時を明らかにしないのか、理解に苦しむ。

会社：現在、当人に説明している対応で適切だと考えている。

組合：我々は、無理な要求をしてはいない！戻入される本人が、日

付を知りたいと言っているのだ！「金を返して下さい」とお願いするなら、本人が納得する説明をするのが会社として最低限の対応だ！6月の給与明細は、区長が本人に手渡して日付については事務助役が説明すること！

会社：そのような考えはない。その必要を認めない。

組合：会社として弱みを見せられないとか、前例を作りたくないと言うことか？

会社：会社として適切に対応している。見解の相違である。

組合：謝罪も無くて、金額だけの提示だけで納得しろと言うのか？それが、責任ある対応か！

会社：金額の説明だけで、充分と考えている。日付を個々にお知らせする考えはない。

組合：到底納得出来ない！会社が責任を持って戻入の算出をしたのならば、本人が納得出来るように戻入の日時を明らかにすること！

会社：そのような考えはない。

組合：平行線である。それが会社としての誠意ある対応か！他の組合はどのように対応しているかは別にして、我々はこの7については譲れない！

会社：会社として適切に対応しているとしか、言いようがない。

組合：当該組合員は会社の誤りを、広い心で受け止めて許した。繰り返しになるが、戻入にも応じている。それに対しての回答が[当

該社員に対して、責任を持って対応している]か？

我々に言わせれば、単なる事後処理ではないか！

会社：会社として適切に対応している。

組合：情けない回答だ。これ以上問答しても、無意味である！

東海労だけが、この問題に関して騒いでいるとの認識か？

会社：会社としては、誤りを認めて実績に基づいて適切な対応をしている。

組合：しつこいようだが、当該組合員からの要望があったので申し入れをしている。無理な回答を要求している認識は全くない！誠意ある回答を、再度求める！

会社：会社として適切に対応している。

再発防止対策の徹底を図れ！！

組合：乗務員が事象を発生させた場合には、事故の内容によっては乗務停止及び、2時間訓練が慣例となっている。勿論、各運輸区に事象の詳細が掲出される。会社の誤りについては、今回の事象も含めて今まで何の掲出もされていないが、この対応について見解を求める！

会社：そのような考えはない。必要な対応はしている。

組合：そのような回答をする会社の体質が問題だ！誤りがあった場合、事象と謝罪と今後の対策を社員に広く周知することこそ、社員の信頼を得ることに繋がるのではないか？

会社：そのような考えはない。必要な対応及び説明はその都度行っている。

組合：今回の事象で言えば、必要な対応とは社員に対しては必要最低限の周知をすれば、それ以上の説明は必要が無いという考えか？

会社：必要な対応及び説明は、その都度に行っている。

組合：以前、出向社員の戻入問題が発生した時に申し入れをしたが、その時の会社回答は、[関係個所に周知徹底を図り、再発防止に努める]であったが、今回は本体で同様の事象が発生した。その時点で、全ての職場に事象を周知し、確認を行ったのか？

会社：今回の事象は、前回の事象（関連会社）とは別のものと、認識している。

組合：何がどう違うのか？全く同じ事象ではないか！違うと言うなら、納得いくような説明を求めろ！

会社：誤りを認めて、適切に対応している。

組合：適切な対応が出来ていないから、今回も同様の事象が発生させたのではないか！事象が発生した場合、誤りを認めて会社が責任を持って対応するのは、至極当然のことではないか！我々が要求しているのは、事象の中身の丁寧な説明と統括責任者の謝罪だ！

会社：そのような考えはない。誤りを認めて、箇所長の判断で適切に対応している。

誠意を持って回答しろ！！

組合：11 だが、支社管内の各職場に周知徹底を図ったのか？

会社：それについては答えない。会社として、適切に対応している。

組合：今回の会社回答は、まさに『暖簾に腕押し、糠に釘』だ！

「会社として責任を持って対応している、そのような考えはない」の、オンパレードだ！我々は、事象に対する説明の必要性を認めたから申し入れを行っている。事象のすべてに異議を唱え、文句を言っているのではない。組合員の利益と労働条件改善を基軸に、労働組合として『当たり前運動』をしている。それに対して会社は、誠意を持って責任ある回答を行うべきだ！

会社：誤りを認めたくえで、責任を持って対応している。

以上